

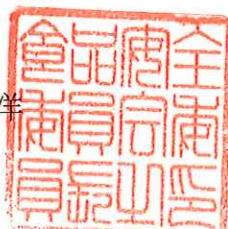


府食第445号
平成28年7月12日

農林水産大臣
森山 裕 殿

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

平成28年6月6日付け28消安第1144号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

本件は、組換えDNA技術によって得られた微生物を利用して製造された食品添加物のうち、食品安全委員会により、高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確認されたものについては、飼料添加物として使用する場合であっても、食品安全委員会により、高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確認されていることとすることに関する照会である。

既に食品安全委員会が「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性を確認した食品添加物については、飼料添加物として使用された場合であっても、当該飼料添加物は高度に精製されており、これを摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題ではなく、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと判断した。

したがって、本照会は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

ただし、食品安全委員会により、高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確認された食品添加物について、飼料添加物として使用した場合に、これを摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題が懸念される場合においては、従前どおり食品安全委員会への評価を依頼されたい。